



国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

「国民一人ひとりねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、いい(11月)みらい(30日)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

☎0570・05・1165(03・6700・1165)

年金事務所では予約相談を実施しています

事前に予約すると

- ・待ち時間が少なくスムーズに相談できます
- ・相談内容にあったスタッフが、事前に準備のうえ対応します

詳しくは姫路年金事務所へお問い合わせください。

☎079・224・6382

●国民年金保険料を納めている皆さまへ

国民年金保険料は所得税や住民税の申告の際、1月から12月までに納付した保険料全額が、社会保険料控除

の対象になります。

本人の保険料だけでなく、配偶者や子ども等の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。年末調整や確定申告の際には、「控除証明書」(又は領収書)を添付し控除を受けてください。保険料を支払ったことを証明する書類「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は日本年金機構から送付されます。

送付時期

▷平成28年1月から9月末までに保険料を納めた人 →11月上旬

▷平成28年10月から12月末までに、今年初めて保険料を納めた人 →平成29年2月上旬

●毎年、所得の申告は忘れずに!

保険料免除、納付猶予、学生納付特例は、審査対象者(申請者本人・申請者の配偶者・世帯主)の所得を基準としていますので、所得の申告は忘れずに行ってください。

未申告など、所得が確認できない場合は、審査前に申請書が返送されることもありますのでご注意ください。



高齢者を見守る支えるネットワーク

介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

11月11日は「介護の日」です

介護の日とは

高齢者や障がいのある人等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日として、平成20年に厚生労働省において、11月11日が「介護の日」として設定されました。

介護の悩みは相談を

高齢化が進み、生活習慣病などの病気も増えている中、親や配偶者など家族の介護をする人が増えています。また、今は介護をしていない人も、いつか、家族の介護をする立場になったり、介護を受ける立場になったりするかもしれません。介護に関する不安や悩みがあるときは、自身で抱え込まず、身近なケアマネジャーや地域包括支援センター、地域の在宅介護支援センターに相談しましょう。

■介護に関する相談は

相談機関名	担当地区	電話番号
赤穂市地域包括支援センター	市内全域	☎42・1201
在宅介護支援センターはくほう	赤穂・城西地区	☎45・1114
在宅介護支援センターやすらぎ	塩屋・西部地区	☎43・6424
在宅介護支援センターしおさい	尾崎・御崎地区	☎42・0519
在宅介護支援センターいきしま	坂越・高尾(一部)地区	☎46・8182
千種の苑在宅介護支援センター	高尾(一部)・有年地区	☎49・2887

市老連だより いきいき赤穂

No.20

赤穂市老人クラブ連合会

グラウンドゴルフ県大会

10月12日に、赤穂元禄スポーツセンターでグラウンドゴルフ県大会が開催されました。当初は、10月5日に赤穂海浜スポーツセンターで開催する予定でしたが、台風のため延期となり、場所を変えての開催となりました。

今年で第4回となるこの大会には、毎年多くの人が出場し、今年も県内の各市町から350人を超える出場者が集まり、日頃の練習で磨いた腕を競い合いました。

赤穂市老連からも、団体戦に2チーム12名、個人参加の交流戦に18名が出場し、団体戦では「御崎光和会」チームが7位に、「さつきめぶき会」チームが9位に入賞、交流戦では有年地区の池田克己さ

んが見事優勝し、素晴らしい成績を残されました。赤穂市老連としても、開催地として兵庫県老連や西播磨老連の方々と協力し、大会の円滑な進行に努めました。

不手際等もあったと思いますが、無事に大会を終了でき、ほっとしています。

最後に、兵庫県老連や西播磨老連の皆さま、協力いただいた会員の皆さま、出場者の皆さま、お疲れ様でした。

来年度以降も、この大会が盛大に開催されることを願っています。



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

国保証の更新を行います

赤穂市国民健康保険の被保険者証(国保証)は、毎年12月1日に一斉更新を行います。現在お持ちの国保証(黄緑色)の有効期限は11月30日です。新しい国保証(空色)は、11月中旬から国保加入者全員分を世帯主様あてに簡易書留郵便で順次お届けします。

簡易書留郵便では、受領時に捺印(又はサイン)が必要となります。なお、配達時にご不在の場合には不在通知書が投函されますので、通知書記載の郵便局へご連絡ください。

また、同封するパンフレットも必ずお読みください。

▷国民健康保険税を納期限内に納付されていない世帯、又は所得申告などの課税資料が未提出である世帯主及び被保険者がいる世帯については、納税相談、申告受付を済まされてから国保証を窓口交付します(別途、ご案内文書を送付します)。

▷納税の状況によっては、通常の国保証ではなく、有効期限の短い短期被保険者証(短期証)や、被保険者資格証明書(国保の被保険者であることを証明するだけのもの)で、医療機関等ではいったん医療費の全額を自己負担していただき、後日、医療介護課国保医療係(市役所1階④番)の窓口で領収書を添えて申請すれば、患者負担分を除いた額を払い戻します)の発行を行うことになります。

国保証の内容確認を

新しい国保証がお手元に届きましたら、記載事項を確認し、届出内容や事実と異なるときは国保医療係へお知らせください。

有効期限が異なっている場合があります

新しい国保証の有効期限は、原則として平成29年11月30日です。

▷12月以降に75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行する人については、有効期限が異なります。

▷65歳を迎える退職被保険者についても、一般被保険者に切り替えとなるため、有効期限が異なります。

※いずれの場合にも、有効期限満了前までに新たな国保証を送付します(手続きの必要な人には、事前にご案内文書を送付します)。

紛失などに注意しましょう

国保証を紛失したり破損・汚損した場合は、国保医療係の窓口で再交付の申請が必要です(手数料は無料)。特に外出先で紛失したとき、盗難にあったときは、早急に警察にも届出をしてください。

▶有効期限が切れた旧国保証は、12月1日以降に市役所又は最寄りの公民館までお返しいただくか、ハサミで刻むなどして各自で確実に破棄してください。

マイナンバー制度 Q&A

Q 年末調整などにもマイナンバーを使用するのは?

A 平成29年1月から源泉徴収票や給与支払報告書を勤務先などが作成する際にマイナンバーが必要となります。

すでにマイナンバーの収集を行っている勤務先も多いと思いますが、扶養控除等申告書では、ご自身のみだけでなく、配偶者や扶養されている人のマイナンバーの記載も必要になります。

なお、扶養控除等申告書は、毎年、マイナンバーを含む全ての記載事項を記入した上で勤務先等に提出する必要がありますので、ご注意ください。

※マイナンバーカードの取得には申請が必要です。



マイナンバーキャラクター マイナちゃん

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバー制度のお知らせ

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせやメール、個人情報取得にご注意ください。

●問い合わせ先

- ・通知カード、マイナンバーカードについて 市民課戸籍係 ☎ 43・6819
- ・制度全般について 行政課情報政策係 ☎ 43・6851